



## 訪問介護の回数が規定回数以上のケアプランの届出について

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

今回のテキセイカだよりでは、皆様からご質問の多い「生活援助中心型のケアプランの届出」についてお伝えさせていただきます。

### 1 制度の概要・趣旨

- 平成30年10月1日から、訪問介護（生活援助中心型）の回数が通常の利用回数からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、保険者への届出が義務付けられており、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議等で検証を行うこととなっています。

【介護保険最新情報vol.652（平成30年5月10日）】

- これは、生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすいという課題がある一方で、利用者において様々な事情を抱える場合もあるため、利用者の自立支援にとってケアマネジャーの視点だけではなく、多職種による検証を行い、必要に応じてケアプラン内容の是正を促すためのものです。
- つまり、様々な事情を抱える利用者について「より良い支援の方法を検証する」ための制度であり、「回数を制限する」ものではありません。

### 2 対象となるケアプラン

- 新たに、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合（回数変更を含む）が対象となります。
- 具体的な回数は下表のとおりです。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

### 3 届出時期

- 対象となるケアプランを作成後、サービスを開始する前月に提出してください。
- また、計画作成時には規定回数を越えなくても、結果的に実績で越える場合は、越えることが決定した時点で提出してください。

### 4 届出方法

- 事例ごとに「届出書」の様式を一番上にして、「提出必要書類一覧1～7」（写し）の順にして提出してください。様式、詳細は茨木市ホームページからご確認、ダウンロードしてください。

【茨木市ホームページ:各課のご案内 > 健康福祉部 > 長寿介護課 > 介護保険事業者の方へ >

介護支援専門員向けページ > 訪問介護(生活援助中心型)の回数が規定回数以上のケアプランの届出について】

## 5 よくあるご質問

### 問1 生活援助中心型とはどのようなケアプランを指すのか。

(答) 生活援助単独の訪問介護のことであり、身体介護は含みません。  
よって「身体1生活1」等身体介護に連続して行うものはカウントされません。

### 問2 「規定回数を越える」とは、丁度規定回数と同じ回数になった場合も届出対象となるのか。

(例：要介護1で27回)  
(答) 「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護」であるため、上記も届出対象となります。

### 問3 月の日数によって実績が異なるが、規定回数を越えない月がある場合も届出対象となるのか。

(答) 規定回数を越える月があれば届出対象となります。  
越えることが分かった段階で提出が必要です。

### 問4 利用者の体調不良や家族の都合等、規定回数を越えるのが一時的である場合も届出が必要か。

(答) 問3と同様に、規定回数を越える月があれば届出対象となります。

### 問5 提出したケアプランはどのような方法で検証されるのか。

(答) 届出のあったケアプランは原則全て、市が開催する「生活援助自立支援会議」で検証します。  
会議の開催は年に1～2回で、担当介護支援専門員、訪問介護事業者の方にも出席していただきます。会議の詳細については開催前に直接ご連絡させていただきます。

### 問6 規定回数を越える場合は請求できないのか。茨木市の許可が出るまで請求を止めるべきか。

(答) 先述のとおり、「回数を制限する」ためのものではないため、請求事務に影響はありません。  
この制度は「より良い支援の方法を検証する」ためのものであり、検証後にケアプランを変更するかどうかは任意となります。

### 問7 届出を失念していた。どのように対応すべきか。

(答) 発覚した段階で長寿介護課にご連絡の上、速やかに提出してください。

### 問8 届出漏れのチェック体制はどのようになっているのか。

(答) 茨木市では、「トリトンモニター」という適正化システムを用いて、年に数回点検しています。  
対象プランの届出がない場合、長寿介護課からご連絡させていただきます。

※「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認」「認定有効期間の半数を超える短期入所の利用」についても同様の方法で点検しています。



介護給付適正化担当  
テキセイカ

届出を省略するために、ただ生活援助の回数を減らしたり、身体介護に移行したりすることは「適正化」とは言えません。  
様々な事情を抱える方の支援を一緒に考えていきましょう。